

下水道の供用区域を拡大します

3月31日(日)から、下水道の供用区域を下図のとおり拡大します。区域内でくみ取り便所のあるご家庭は3年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに排水設備を設置して、下水道への接続をお願いします。

排水設備工事について

宅地内の排水設備工事は、必要な技術を習得している町指定の工事店に依頼してください。工事費用は個人でご負担いただきます。

下水接続のための助成制度

排水設備工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

下水道使用料

下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問合せください。

下水道使用料の支払い方法

使用料は水道料金と一緒に2ヶ月ごとに口座納付などにより納めていただきます。

▼**問合せ** 建設課 下水道グループ

☎ 28・0940

供用開始区域図

